

令和2年度 第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和2年11月19日(木) 午後1時30分～午後3時00分 |
| 開催場所 | 東部公民館 大教室 |
| 内 容 | 1 開会あいさつ 2 田辺市における人権尊重条例(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・人権尊重条例(案)について ・今後の予定について 3 田辺市人権施策推進計画に係る令和元年度実績について 4 その他 5 閉会あいさつ |
| 出席委員 | 橘委員、大平委員、多屋委員、九鬼委員、古久保委員、芝本委員、中村委員、宍塚委員、室谷委員、白川委員、植委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、須本委員、田中委員、畑谷委員、石垣委員、朝井委員 <div style="text-align: right;">計 19 人</div> |
| 欠席委員 | 和田委員、家根谷委員、廣岡委員、小山委員、久保委員、後藤委員、横矢委員、荒原委員、初山委員 <div style="text-align: right;">計 9 人</div> |
| 事務局 | 早田企画部長、人権推進課 堀口課長、前嶋係長、岡本企画員、坂本主査 |
| 傍 聴 | なし |

(事務局 人権推進課)

只今から、令和2年度、第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会を開会します。

本日の懇話会の開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染予防として、検温、消毒、マスクの着用をお願いするなど、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

また、本懇話会は、一般公開となっており、後日、田辺市のホームページにも掲載されます。

併せて、内部の記録用に会議中の写真を数枚撮影させていただくことをはじめにご報告させていただきます。

会議の終了時間につきましては、3時頃を予定しておりますが、感染予防対策としまして、会議時間の短縮が出来ればと思いますので、ご協力をお願いいたします。

1 開会あいさつ

(会長)

皆様こんにちは。コロナ禍の中、お集りいただくことは大変なことだと承知しておりますが、このように皆様と元気にお会いできたことを本当に嬉しく思っております。

先程、司会からも説明がありましたように、なるべく会議時間の短縮ということですので、皆様にはこれまでも大変ご苦勞をかけてきましたけども、本日もご協力いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

議事については、設置要綱第6条により会長が議事進行を執り行う。

2 田辺市における人権尊重条例（案）について

（議長）

それでは、議題の一つ目「田辺市における人権尊重条例（案）」に移らせていただきます。

田辺市にはこれまで人権条例がありませんでしたが、私たち市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた「基本方針改定版」が出来上がり、人権に対する機運の高まりを肌で感じる中で、今こそ人権条例をと、本懇話会において提案し、1年以上かけて協議を行ってまいりました。

また、前回の第1回懇話会においては、小委員会の設置を提案し、ご承認をいただきましたので、その後、小委員会を2回開催し、人権条例案について協議を重ねてきました。

今回、初めて出席される委員さんもおられるかと思っておりますので、懇話会の趣旨も含めて、これまでの協議結果等について、事務局の方から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

本懇話会は、田辺市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため設置されたもので、設置要綱の第2条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。

只今議長からも、お話がありましたが、人権条例の制定については、平成31年3月に本懇話会からご提案をいただきました。

1年以上かけて市民の皆様の代表とも言えます本懇話会と行政が一体となって何度も協議を重ね、人権条例案を作成しましたが、田辺市がめざす人権条例は、これまで先人たちが築き上げてきた「人権尊重と平和のまちづくり」を、より強固なものとするため、市の責務を明確にするとともに、市民一人ひとりが、人権問題を自分ごととして正しく理解した上で、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという行動につなげていくことで、誰もが住みよいまちにするとの決意を表したものです。

去る9月14日から9月28日にかけていただいた市民意見の内容及び人権条例案については、係長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

（事務局 人権推進課）

人権条例素案に対して、広く市民の皆様から意見を募ったところ、お2人から7件のご意見がございました。

資料1

（田辺市人権尊重条例（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について 参照）

いただいたご意見につきましては、人権条例案の文言への反映は行っていないませんが、市の考え方をパブリックコメント回答として、公表させていただくとともに、今後の人権施策への参考とさせていただきます。

次に、人権条例（案）について説明させていただきます。

資料 2

（田辺市人権尊重のまちづくり条例（仮称） 参照）

この条例案は、7月31日に開催された懇話会におけるご意見や、庁内の人権施策推進本部及び総務課と調整を行いながら、二度の小委員会において協議を重ね、原案を作成しております。

名称については、いくつかの案に対しご意見がありましたが、賛成が多数あった「田辺市人権尊重のまちづくり条例」に決定したいと思います。

次に、前文ですが、この条例の「核」とも言える重要な部分であり、小委員会や庁内との調整により、何度も書き直しを行いながら最終案としてまとめております。

私たちの先人は、戦後の早い時期から、同和問題の早期解決を中心とした人権施策に長年取り組み、その教訓は、女性や子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人権問題の解決の方向を示す、基本となるとともに、これまで大きな成果を収め、現在の状況を創り上げてきました。

しかしながら、今もなお人権が守られていない状況があり、また社会情勢の変化に伴い新たな人権問題も生じていることから、国では様々な人権問題を解消するための法整備が行われています。

私たちは、長年にわたり人権尊重のまちづくりに取り組み、また全ての人をあたたく受け入れてきた田辺市民としての誇りをもって、誰もが不当な差別やあらゆる暴力を決して受けることなく、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」にするとの決意を表し、これを次代へつなぐため条例を制定することを前文に定めています。

続いて、条文について説明をさせていただきます。

第1条は、目的です。

目的では、市の責務や、市民及び事業者の役割、こういったことを明らかにするとともに、人権全般に関する田辺市の政策（総論）について基本的な事項や方針を定めることによって、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現を図ることとしています。

次に、以前の、骨子案には、「あらゆる差別や、あらゆる暴力」、「市民」「事業者」を「定義」として入れていましたが、総務課との協議の中で、用語を定義し固定してしまうと、後に新たな人権課題等ができた際は、「定義」の変更を繰り返し行うことが考えられ、また市民や事業者についても、定義する必要性がないといった指摘があり、条例案から定義は外しています。

第2条は、市の責務です。

市は、人権の尊重をより強固なものとするため、行政の全ての分野で、人権に関する施策を総合的に推進していくことや、人権侵害にあたる行為があった際に、国や県の機関と連携し、問題の解決に必要な措置を講ずる責務を有することを定めています。

第3条は、市民の役割です。

人権尊重のまちづくりは、まちづくりの主役である市民の自覚と「不断の努力」によって実現するものであり、その役割を明確に定めています。

第4条は、事業者の役割です。

事業者は、事業活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、人権尊重のまちづくりを実現するために、地域社会の一員として重要な役割を担っていることを明確に定めています。

第5条は、人権に関する施策の推進です。

第6条は、人権教育及び啓発です。

この条文も非常に重要なものであります。

人権問題は、遠い他人事ではなく、全ての人に関わる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことは、全ての人権問題の正しい理解へとつながっていきます。正しい理解を深め、これを体得することで人権感覚を養い、お互いの人権を大切に作る生き方へと広がりを持たせることが大切と考えます。

第7条は、相談及び支援体制の充実です。

第8条は、「委任」の部分であり、条例の中には定形的に明示されているものであります。

本条例は、懇話会の中でも議論を重ねてまいりましたが、「田辺市人権施策基本方針改定版」にもありますように人権全般を包括した理念条例としています。

また、第1条から第4条については、市の政策に関する総論を定め、人権の尊重をより強固なものにしていきます。

具体的には、田辺市総合計画の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を最も重要な政策として今後も進めつつ、人権の尊重をより強固にすることで、田辺市民憲章に掲げる「理想とするまち」につなげていきます。

これまでの懇話会の意見の中では、「特定の分野における条例は、田辺市には必要ない。」といったご意見もありました。

こうしたご意見を受けて、第5条から第7条については、市の人権施策（田辺市人権施策基本方針）に関する各論を定め、女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権施策については、「田辺市男女共同参画プラン」や「田辺市子ども子育て支援事業計画」、「田辺市長寿プラン」、「田辺市障害者計画」、「田辺市障害福祉計画」などの施策に位置付け、全ての行政分野において総合的かつ効果的に人権施策を推進していきます。

今後のスケジュールにつきましては、この後、1月中旬に条例審議会を経て、3月議会へ議案を提出していきます。

（議長）

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関することで皆様方から、何かご意見等はございませんか。

（事務局 人権推進課）

只今、条例について説明をさせていただきましたが、一年以上かけて懇話会委員の皆様、小委員の皆様からご意見をいただき、一字一句大切に条例文を作ってきました。

昨日の夕方まで、人権推進課の両係長が法制執務担当と、前文の言いまわしについて協議を行いました。前文は、「です」「ます」調ではなく、法制執務上は「である」調にしなければならないとの指摘がありました。

特に、懇話会や小委員会の中においては、漢字表記やひらがな表記など、一言ひとことに心を込めて作ってきた条例ですから、結果的に、わかりにくい、ニュアンスが伝わりにくいと感じた方もいらっしゃるかと思います。

しかし、大切なことは市民の皆様との協働で、田辺市にふさわしい人権条例（案）が出来たこと、そして条例は作って終わりではなく、今後、市民の皆様によりわかりやすく周知していくことが大切だと考えています。

本条例（案）について皆様にご承認いただいた後、3月議会で可決されましたら、4月1日から条例が施行されますが、やさしく、わかりやすい文章でリーフレットを作って、懇話会委員の皆様の想いを形で現せるような説明文を入れて作成できればと考えております。

（議長）

ありがとうございます。

皆様もずっと長い間関わってきて、今の前文を読んでみて難しいと思った方もいらっしゃると思いますが私たちの想いは、今課長が言ってくださったように、新たなかたちで市民の皆様により届くような文章で配布していただけるということなので、私は安心をしました。

やはり、この難しい条例だけでわかるかなという気持ちが少しありましたが、パブリックコメントといい、皆様の意見といい、たくさんのご協力を得たことに感謝しております。4月に条例が可決され、皆様のこれまでの努力が報われる事を願っています。

（A委員）

前文の5行目の、「人権を守りたいがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とあるが、小委員会においては、総務課からの指摘があり、「条例において鍵括弧は付けない」という指摘があったとのことであるが、今回の条例案には、鍵括弧が付いている。これについて、経過を説明して欲しい。

（事務局 人権推進課）

小委員会の後、庁内でも条例についての意見を聞き、調整をしていく中で、鍵括弧については、付けるほうがよいとの意見があり、改めて総務課とも検討して鍵括弧を付ける形となりました。

（B委員）

前文の最終行に、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」とあり、条文第1条にも、「一人ひとりが大切にされ幸せを実感できるまち」という一文があります。しかし、前文には文中に句読点が入っているのに、第1条には句読点が入っていないのですがこの違いを説明していただけますか

（事務局 人権推進課）

前文の部分については、庁内及び総務課との協議の中では、特に指摘はありませんでしたが、句読点などの細部につきましては、今後も庁内及び、総務課とも継続して協議をしていく必要がありますので、最終句読点についても今後付けるかどうかの調整が入ると思います。

（議長）

条例の書き方につきましては、やはり専門的な部署で修正をしていきますので、なかなか難しいところがあると思います。私たちがこうだと思って書いたところが、修正されることもあるということです。

（事務局 人権推進課）

来年の1月頃、条例審議会があり、その中で句読点や書きぶりについて、最終的に見直すこともありますので、その点をご了解いただければと思います。

先ほどB委員がおっしゃられた前文の「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」に句読点が入っているが、条文の第1条には同じ言葉なのに、句読点がないという事については、懇話会から句読点の統一をしたほうが良いという意見を、人権推進課から総務課へお伝えさせていただきます。

（C委員）

小委員会では、「前文の8行目「誤った意識や偏見の潜在」の部分を「誤った認識」に変更してはどうか。」という意見もあったと思うのですが、その件についてはどうなりましたか？

（事務局 人権推進課）

小委員会の中で、「意識」を「認識」にしてはどうかとのご提案があり、この点について、庁内でも協議をし、総務課からは、「意識」でも「認識」でも使えると聞いています。

条例審議会までに答えを出していきたいと思っていますので、その旨をご了解いただければと思います。

（C委員）

はい、それで結構です。「資料1」のパブリックコメント実施結果の最後から3行目には、人権問題は「自らの問題と認識し」と書いていますので、単に前文の部分も「認識」でよいのではと思ったのです。ありがとうございました。

（議長）

他に何かございませんか。特になければ、人権尊重条例の制定について、本懇話会において審議した結果を、市長に報告させていただきます。

皆様の拍手をもって承認ください。

（拍手多数）

(議長)

拍手多数と認めます。

よって、後日、会長及び副会長より市長へ報告をさせていただきます。

また、事務局におかれては、今後のスケジュールに沿って、3月議会への提案に向けて進めていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の議題「田辺市人権施策推進計画に係る令和元年度推進状況報告」について事務局から説明をお願いします。

3 田辺市人権施策推進計画に係る令和元年度実績について

(事務局 人権推進課)

令和元年度の推進状況について説明する前に、少し補足説明をさせていただきます。

はじめに、田辺市では、懇話会委員の皆様の多大なるお力添えをいただき、平成31年3月に「田辺市人権施策基本方針改定版」を策定しましたが、ここには市の人権施策の基本的な方針が示されています。

令和元年度の推進状況については、この基本方針に基づく、各課の具体的な取組状況をまとめています。

また、本懇話会の開催が、コロナ禍での開催となりましたので、感染予防に配慮し、事前に「令和元年度推進状況報告」をお送りさせていただき、「意見書」にご意見やご提案等を提出いただいております。

その点を踏まえて、係長より、令和元年度の推進状況報告書の説明をさせていただきますので、ご理解・ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(事務局 人権推進課)

ただいま課長から説明がありましたとおり、今年度はコロナ禍における会議時間の短縮を目的に、事前に皆様から令和元年度推進状況報告書について、ご意見をいただいております。その中で各課からの回答が必要なものにつきましては、担当課に確認をし、回答を「資料3」にまとめています。

また施策についてのご提案やご意見をいただいたものにつきましては、担当課にその旨報告しておりますので、それらについても一部ご紹介させていただこうかと思います。

推進状況報告書の1ページを参照

はじめに、【人権施策を推進するための条件整備】についてですが、こちらは、生涯学習の視点に立って市民の主体性を大切にされた人権施策について載せています。

- ・「田辺市人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」のご意見、回答については、(資料3の②参照)
- ・「学習教材の開発等」のご意見、回答については、(資料3の③参照)
- ・「各種意識調査」のご意見、回答については、(資料3の④参照)

推進状況報告書の6ページを参照

次に【人権の視点に立った行政の推進】についてですが、こちらは市民憲章の精神をまちづくりにいかしていくために各課における取組状況について載せています。

- ・「各課での共通の取り組み」についてのご意見、回答については、(資料3の⑦⑧⑨⑩⑪参照)
- ・「避難行動要支援者の支援対策」についてのご意見、回答については、(資料3の⑫参照)

推進状況報告書の11ページを参照

次に【人権教育・啓発の推進】についてですが、企業などの団体、地域公民館、学校など、様々な場所や機会を通じて実施した人権教育や啓発活動について載せています。

- ・「企業・各種団体等での人権啓発」についてのご意見、回答については、(資料3の⑬参照)
- ・「警察職員との連携」についてのご意見、回答については、(資料3の⑭参照)

推進状況報告書の16ページを参照

次に【相談支援体制の推進】についてですが、人権に関する相談については人権推進課を中心に、各機関等との連携を図りながら行っております。

また、女性や子ども、障害のある方に関する相談や、子育て、いじめ、ひきこもりに関する相談など、様々な相談窓口について載せています。相談、支援体制については、市民の皆様にとって身近で信頼できる窓口であるように、各窓口が連携し取り組んでいます。

また、市のホームページや、基本方針概要版に、人権に関する市内の主な相談窓口なども掲載しています。

- ・「ひきこもり相談」についてのご意見、回答については、(資料3の⑰参照)

推進状況報告書の19ページを参照

ここからは分野別の人権課題について載せています。

まず【同和問題】についてですが

- ・「同和問題 啓発」についてのご意見、各課から回答については、(資料3の⑱参照)

推進状況報告書の25ページを参照

次に【高齢者の人権】についてですが

- ・「高齢者の人権全般に関して」についてのご意見、回答については、(資料3の㉓参照)

「その他」についてのご意見、回答については、(資料3の㉔参照)

令和元年度の推進状況報告につきましては、以上になります。

全てのご意見についてご紹介できればよいのですが、時間の関係上、抜粋してご紹介させていただきました。いただきましたご意見につきましては、人権施策基本方針に基づき、PDCAサイクルで施策に反映を行うと共に、各部署が実行性のある人権施策の推進に努めてまいります。

皆様貴重なご意見等ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。

先ほど「高齢者の人権」でのお話にもありましたが、高齢者の消費被害について、今年も何億という被害が出ています。田辺市人権擁護連盟では高齢社会問題部会において、年3～4回各家庭に詐欺被害防止の啓発チラシを配る取組をし、その際に高齢者のお宅を訪問し、お話をしながら配布させて

いただいております。それから田辺市には30人くらいの消費生活センターのアドバイザーがおられます。その方たちも年4回程度高齢者のお宅を訪問して詐欺についての啓発（声かけ）をしています。

それでもまだまだ足りないと思っています。田辺だけでも年間何千万円という被害がありますのでよろしければ是非みなさまも、こういった取り組みにご協力をいただければと思います。

只今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんには既にお読み頂いている前提で会議を進めさせていただきましたが、この件に関する事で、皆様方からご意見を伺いたいのですが、何かございませんか。

（事務局 人権推進課）

只今ご説明させていただきました推進状況報告の中で、中辺路行政局総務課の事業で「人権標語にかかると啓発活動」があります。懇話会委員さんの中で携われた方から「人権について考える良い機会になった」とのご意見がございましたのでご紹介させていただきます。

それから、本日、人権カレンダーを配布させていただきましたが、ここには、先ほどの、小学生の「人権啓発標語」12作品が載っています。併せて、田辺市人権擁護連盟でポスターコンクール事業を行いました、その作品すべてをカレンダーに載せていますので、是非ともご覧ください。

もう1点、コロナ禍においても、人権啓発として子ども達の学ぶ機会を止めないように、11月11日～12月10日まで「たなべ人権フェスティバル」の動画配信を行っています。スマートフォンやパソコンから見る事が出来ますので、ご覧いただけますようよろしくお願いいたします。

（議長）

特になければ、最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

4 その他

（企画部長）

前回の懇話会に引き続き、新型コロナウイルスの感染症防止対策のため、皆様には大変なご不便やご迷惑をおかけしております。

こうした中、第2回目の懇話会を無事に終えることができ御礼を申し上げます。

委員の皆様には、条例のご提案から始まり、条例内容のご審議まで、ご尽力いただきおかげさまで市民と行政との協働で、田辺市にふさわしい、「人権尊重のまちづくり条例」（案）が出来上がったと思います。

この後、1月の条例審議会を経て、3月議会へ議案を提出していきます。

委員の皆様には引き続き、一人ひとりが大切にされ、幸せを感じるまちの実現に向け、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

（議長）

ありがとうございます。その他に皆様から何かございますか。

なければ、以上で本日の議事は全て終了しましたので、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

5 閉会あいさつ

(副会長)

皆様、本日はありがとうございました。

過日のことですが、日本では大阪都構想の選挙、アメリカ合衆国では大統領選挙があり、二つの大きな選挙がございました。

今現在、私たちが選挙をしている制度というのは、富の者であっても貧しい者であっても、また、男性であっても女性であっても、社会的弱者の方であっても、みんなが等しく一票が与えられる非常にすばらしい選挙制度でございます。

振り返ってみますと、女性の参政権についても太平洋戦争後の日本国憲法ができるまでは、女性が国会議員や県会議員等になれるとか、選挙権があるとか、75年程前までは権利がなかったわけです。

そのようなことを考えた時に、今はみんなが等しく平等で、どんなに富んでる人であっても貧しい人であっても一票は一票で同じ数だけもち、非常に素晴らしい民主主義の社会だと選挙をとおして感じました。

今の選挙制度が崩壊すると、結局は民主主義が崩壊することに繋がると思います。

民主主義というのは、皆様にもお伝えしてますように人権そのものです。

人権そのものが大切にされる、このことが選挙制度に非常に大きく関わっているように思い、この二つの選挙は、私も改めて人権を考えさせられた出来事でした。

おかげさまで、今回の人権条例の形がまとまりましたことを、本当に人権推進課の皆様のご努力と懇話会委員の皆様の実心な協議に、敬意と感謝を申し上げまして今日の会を閉会したいと思います。本日は誠にありがとうございました。